

現代日本学各論Ⅰ／現代日本学社会分析特論Ⅰ

現代日本における家族と人口

田中重人 (東北大学文学部教授)

3年生／大学院生対象：2025年度 1学期 (5セメスタ) <水2>

Google Classroom クラスコード **rekpf4a**

1 概要

- ◆ 授業の目的と概要：特に家族制度と人口現象に注目して、近代以降の日本社会について講義する
- ◆ 学習の到達目標：現代日本社会の分析のために必要な知識と方法を知る
- ◇ 教科書：なし
- ◇ 成績評価の方法：授業中の課題と宿題による
- ※ 授業中の課題遂行のため、携帯用通信機器や電子辞書の持ち込みを推奨する。

2 授業予定

- (1) はじめに [4/9]
- (2) 第1講 法と規範 [4/16]
- (3) 第2講 法律を読んでみる [4/23]
- (4) 第3講 法的な情報を調べる方法 [5/7]
- (5) 第4講 家族法 [5/14]
- (6) 第5講 人口統計と人口現象 [5/21]
- (7) 第6講 人口転換 [5/28]
- (8) 第7講 人口統計の調べかた [6/4]
- (9) 第8講 20世紀日本社会の人口変動 [6/11]
- (10) 第9講 ライフサイクルの変化 [6/18]
- (11) 第10講 工業化と都市化 [6/25]
- (12) 第11講 イエ制度の解体と個人主義 [7/2]
- (13) 第12講 日本的経営と福祉国家 [7/9]
- (14) 第13講 現代社会における家族 [7/16]
- (15) 講義全体のまとめ [7/23]

※ [] 内の日付はおおよその計画である。実際の授業の進行状況によって前後にずれることがある。

3 宿題

授業中に指示する。提出が必要なものとそうでないものがある。

- 提出が必要なものは、Google Classroom に提出すること。期限は火曜日正午。
- 指定されている場合を除き、使用ソフトウェアは自由。
- 内容によっては、再提出を指示する場合がある。

4 受講登録フォーム記入

Google Forms で回答

5 次回までの課題 (提出不要)

つぎの事柄について復習しておくこと：

- 三権分立
- 二院制
- 閣法と議員立法
- 法律の公布と施行
- 違憲立法審査

6 講師連絡先

教員に質問等がある場合は、Google Classroom または電子メールを通じて連絡をとること。Google Classroom が使えない場合、そのほか受講に関連して問題がある場合や特別の配慮が必要となる場合も教員に連絡すること。

第1講 法と規範

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 日本の法律のつくられかたと探しかた

1 前回宿題について

- 三権分立
- 二院制
- 閣法と議員立法
- 法律の公布と施行
- 違憲立法審査

2 例題

民法 (1896 年法律 89 号) の 2016 年 6 月 7 日改正について調べる。

- e-Gov 法令検索 <<https://laws.e-gov.go.jp>> で「民法」を探す
- 画面左の「法令改正履歴」から、いちばん下の「日本法令索引」をクリック (スマートフォンなどでは表示がちがうかも)
- 「法令沿革」から「改正：平成 28 年 6 月 7 日……」を選ぶ

参議院のほうの「議案情報」を先に見ると、いきさつがつかみやすい。

成立した法律: 「民法の一部を改正する法律」(2016 年法律 71 号)

『官報』2016 年 6 月 7 日付 (特別号外 126 号) に掲載されている：

- <https://www.kanpo.go.jp/old/20160607/20160607g00126/20160607g001260000f.html>

法律の条文のどこをどう変えるかが延々と書いてある、というイメージをつかむこと。

3 法律・政令等を探すときの基礎知識

法律の名称と略称、法令番号について

例: 育児・介護休業法 = 1991 年に「育児休業等に関する法律」として成立、5 月 15 日に公布 (法律 76 号)
<<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000077287>>

法律の「改正」とは → 「〇〇を改正する法律」によるパッチワーク

例: 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(1995年6月9日公布、法律107号)により、題名を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1995年10月1日施行)、さらに「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に変更(1999年4月1日施行) <<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000081334>>

成立した法律は『官報』(国立印刷局)に掲載される。これをもって法律が「公布」されたことになる(今はインターネットで読める)。かつては『官報』掲載内容を1か月分まとめて製本した『法令全書』が出版されていたが、2024年をもって終了した(<https://www.gov-book.or.jp/book/info/detail.php?nid=691>)。

制定当時の条文とその後の改正をすべてあわせると、現行法が再現できることになる。これをいちいちやるのは面倒なので、改正法を「溶け込ませた」形の最新の条文が提供されている

- 法務省『現行日本法規』(ぎょうせい) → <https://gyosei.jp/business/publishing/municipallaw/>
- 衆議院・参議院『現行法規総覧』(第一法規) → <https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/100001.html>
- 六法全書
- e-Gov 法令検索(総務省) → <https://laws.e-gov.go.jp> (2017年度以降については、改正履歴も追跡できる。未来の施行予定や、施行期日未定の改正も調べられる。)

2016年度までの改正の経緯は、「日本法令索引」でたどれる:

- 日本法令索引(国立国会図書館) → <http://hourei.ndl.go.jp>

大学内ではトムソン・ロイター社のデータベース「Westlaw Japan」が使える。

- 東北大学図書館「データベース・ツールインデックス」 → <https://www.library.tohoku.ac.jp/search/database.html#law>

学外からの利用の場合、VPN接続を利用する必要がある。<http://www.library.tohoku.ac.jp/search/ejournal/remote2.html> を参照。

4 宿題

2022年12月16日の「民法等の一部を改正する法律」(法律102号)について調べる。

- (1) この「民法等の一部を改正する法律」の全文は、どこで見られるか(データベースでの特定方法やURLなど)
- (2) この改正によって、民法の規定のどこがどう変わったか
- (3) 改正部分の施行はいつか
- (4) なぜこのような改正がおこなわれたのか

提出期限は、来週火曜日正午。

第2講 法律を読んでみる

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 法律の条文の読みかた

1 宿題について

1.1 注意事項

- 引用の場合は出典を正確に示すこと。出典表示の様式は制限しないが、引用元の資料を確実に入手できるだけの情報を書く必要がある。引用する文章は鍵括弧で囲むなど、どこからどこまでが引用部分であるかをはっきりさせる。
- 情報の単純なコピーを求められている場合以外は、**自分のことばで**書くこと。文中に引用をふくめるのはかまわないが、全体としては自分が新しく書いた体裁にする。
- きちんと理解していない専門用語の使用は避ける。不安があるときは辞書を引くなどして確認すること。
- 提出先授業をよく確認する。

再提出場所を作っておきますので、今後書き直したものを出したい人はそちらに出してください (問題点が修正されていれば、若干加点する場合があります)。

1.2 「民法等の一部を改正する法律」(2022年12月16日法律102号)

- 法務省 (2024-04-01) 「民法等の一部を改正する法律について」 <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html>

調べかたの例：

- 前回と同様、e-Gov 法令検索 <<https://laws.e-gov.go.jp>> e-Gov 法令検索 <<https://laws.e-gov.go.jp>> で「民法」を探す
- 「日本法令索引」をクリック
- 「法令沿革」から「改正：令和4年12月16日号外 法律第102号」を選ぶ
- 参議院の「議案情報」 <<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/210/meisai/m210080210012.htm>>、あるいは衆議院の「制定法律」 <https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/21020221216102.htm> をたどる。

法律公布年月日がわかっているので、2022年12月16日の『官報』を直接探してもよい

- 『官報』2022年12月16日付 (号外第269号) 11-14頁「法律第102号: 民法等の一部を改正する法律」 <<https://www.kanpo.go.jp/old/20221216/20221216g00269/20221216g002690011f.html>>

前回紹介したデータベース Westlaw Japan で検索することもできる。

1.3 2016年の改正について

法務省による説明：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00181.html

- 733条1項: 「六箇月」を「起算して百日」に改める
- 733条2項: 「懐胎していなかった場合」「出産した場合」に前項(733条1項)を適用しない
- 746条2項: 「六箇月」を「起算して百日」に、「懐胎」を「出産」に改める

改正までの経緯

- 「民法」第733条は「女は、前婚の解消又は取消しの日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」と規定していた
- この規定が、憲法14条(法の下での平等)、24条(婚姻における両性の本質的平等)などに違反するのではないかという争いがあった

憲法14条: すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2015年12月16日 最高裁判所大法廷判決(平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件) <http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85547>

本件規定のうち100日超過部分は、遅くとも上告人が前婚を解消した日から100日を経過した時点までには、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして、その立法目的との関連において合理性を欠くものになっていたと解される。

〔……〕本件規定のうち100日超過部分が憲法24条2項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反するに至っていたというべきである。

「民法の一部を改正する法律案」(第190回国会)

- 2016年3月8日: 国会提出
- 2016年6月1日: 修正のうえ成立
- 2016年6月7日: 公布・施行

1.4 2022年の改正について

- 2022年2月1日: 法制審議会「民法(親子法制)等の改正に関する要綱案」 <<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0350004.html>>
- 2022年10月14日: 「民法等の一部を改正する法律案」閣議決定 <https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00345.html>
- 同日: 国会提出 <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00314.html>
- 2022年12月16日公布(法律第102号)

同日に部分的に施行された後、2024年4月1日に全面施行。どの時点でどのように条文が変化したかは、e-Gov法令検索 <<https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089>> 左側の「法令改正履歴」で調べることができる

- 履歴の当該部分を選択すると、その時点での全条文が表示される
- 「新旧」をクリックすると、変更部分のみが示される

1.5 その後の動き

「民法等の一部を改正する法律案」(第213回国会)

- 2024年3月8日：国会提出
- 2024年5月17日：修正のうえ成立
- 2024年5月24日：公布(法律第33号)

附則第1条により、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行」

→ 法務省(2024)「民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について」<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html>

2 親族(kinship)

親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- 孫 = 子供の子供
- 祖父母 = 親の親
- 兄弟姉妹 = 親の子
- 姑・舅 = 配偶者の親
- 甥・姪 =
- 義理の兄弟姉妹 =

- (1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「血族」(consanguinity)、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「姻族」(affinity)という。
- (2) 親族のうち、世代的に上の者を「尊属」(ascendant)、下の者を「卑属」(descendant)という。
- (3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「直系」(lineal)、折り返さないとたどりつけない場合を「傍系」(collateral)という。
- (4) 親族関係の近さをあらわすのに「親等」(degree)を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである(ローマ法方式)。

※ 日本の法律では、「姻族」は「配偶者の血族」と「血族の配偶者」のことをいう

※ 日本の法律では、「親族」は「6親等以内の血族」と「3親等以内の姻族」および「配偶者」である

3 民法と戸籍法

3.1 日本における家族法の歴史

親族関係を規定する法体系のことを「家族法」(family law)という。古い用語では「身分法」「人事法」ともいう。また、相続に関する部分を「相続法」と呼び、それ以外の部分を「親族法」と呼んで区別することがある。

日本の家族法に関する年表(有地, 2005, pp. 4-11)

- 1868: 明治維新
- 1872: 戸籍法 施行 (=「壬申戸籍」)
- 1890: 民法 制定 → 民法典論争 → 施行されないまま廃止
- 1898: 再度の民法制定 (=「明治民法」)
- 1945: 連合国による占領 (~1951)
- 1947: 民法・戸籍法 改正 (=現行民法・戸籍法)

3.2 明治民法と戸主制度

- 全国民を登録するデータベースとしての「戸籍」編成 → 「家」を単位とする
- 「家」を運営する責任者としての「戸主」(家産に関する権限、成員の結婚等についての許可権)
- 戸主以外の成員を「家族」と呼んでいた(明治民法 732条)

3.3 現行法における戸籍

戦後改革と民法・戸籍法改正

- 戸主の廃止 → 「筆頭者」
- 夫婦家族制の戸籍 → 3代戸籍の禁止
- 本籍地と「氏」をインデックスとする親族関係データベース

現行の日本法では、集団としての「家族」に相当する規定はなく、夫婦(婚姻)関係と親子(実子/養子)関係が「民法」(第4編)に定められている。

ただし、住民基本台帳が「世帯」別に編成されており、これが集団としての「家族」を代用するものとして扱われることがある。

4 親子関係の推定

親子関係には2種類ある

- 実親子関係 = 出生による
- 養親子関係 = 養子縁組による

実親子関係は、子供の出生によって生じる。→ 出生届、出生証明書

母親との関係は出産によって確定するが、父親との関係は:

婚姻中に懐胎または出産した子供は夫の子供(嫡出子)と推定される = 嫡出性 (legitimacy) の推定

→ 婚姻の成立から200日経過後、解消(離婚・死別)から300日以内である場合、「婚姻中に懐胎したものと推定する」(民法 772条)

→ 否認の訴えを起すことができる(原則3年以内)(民法 774-778条)

→ 例外的に、親子関係が客観的にありえないと証明できる場合には嫡出推定の適用外とする、という判例が確立している(推定の及ばない子)。この「証明」にDNA鑑定をふくめるかについては議論がある。→親子関係不存在確認

この条件に当てはまらない場合は、「認知」の手続きによって父親を定めることができる(民法 779-789条)

参考文献

有地亨(2005)『家族法概論』(新版 補訂版) 法律文化社。

内田亜也子(2016)「再婚禁止と嫡出推定から見る家族法制の在り方: 最高裁違憲判決を受けた民法改正案の国会論議」(特集 第190回国会の論議の焦点(3))『立法と調査』380: 39-53. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11018772>>